

令和元年9月6日

「ケトジェンヌ」と称する健康食品を使用した消費者に身体被害が生じていることについて

—下痢等の体調不良が生じた場合は、速やかに使用を控えてください—

株式会社 e.Cycle の販売する「ケトジェンヌ」と称する健康食品を使用したところ、下痢等の体調不良が生じたという事故情報が短期間に急増しています。今後の消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

「ケトジェンヌ」を使用する場合は、身体被害が生じ得ることに御留意ください。また、当該商品の使用後に下痢等の体調不良が生じた場合は、速やかに使用を控えた上で、最寄りの医療機関や保健所に相談するようにしてください。

この注意喚起は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、公表するものです。なお、契約上の相談がある場合は、「消費者ホットライン188」を御利用ください。

1. 「ケトジェンヌ」について

「ケトジェンヌ」は、株式会社 e.Cycle（本社：東京都渋谷区）が平成31年3月から販売しているカプセル形状の健康食品です¹。主にインターネット上で販売されており、「MCTオイルやスーパーフードによりケトジェニックダイエットをサポートしてくれるサプリメント」、「ケトジェニックダイエットとは脂肪をエネルギーに変えて痩せる」、「ケトジェンヌで不足になりがちな栄養素を補いながらケトジェニックダイエットを継続することで、無理せず健康的にスリムなボディーになることができます」といった宣伝がなされています。



¹ 「ERUFLE」と称するブランドの商品であり、中鎖脂肪酸油含有加工食品として販売されています。

2. 身体被害の状況について

消費者庁の事故情報データベース²には、「ケトジェンヌ」に関する身体被害に係る事故情報が令和元年4月以降89件³登録されており、本年7月以降の登録件数が増加しています（図1）。登録情報を見ると、女性の被害情報が多く（女性62件、男性26件、不明1件）、40歳代以上が多くを占めています（図2）。また、被害の内容として、サプリメントを飲んだら下痢になった、おなかの調子が悪くなったといった消化器障害に分類されるものが多くを占めています（図3）⁴。

図1 事故情報データベースへの登録件数

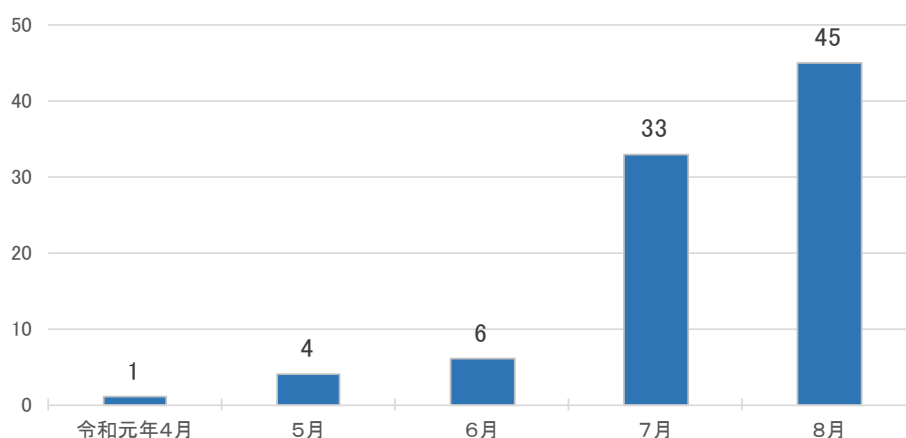


図2 被害者の年齢（不明を除く）

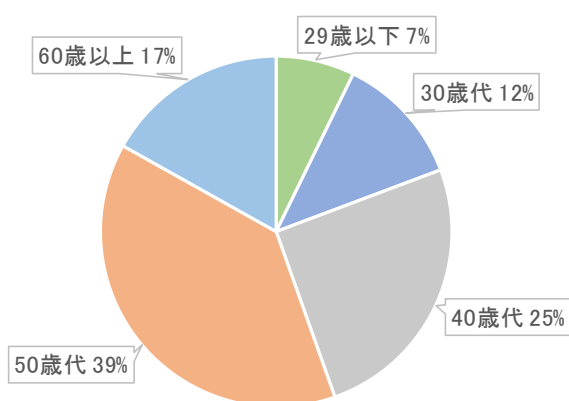
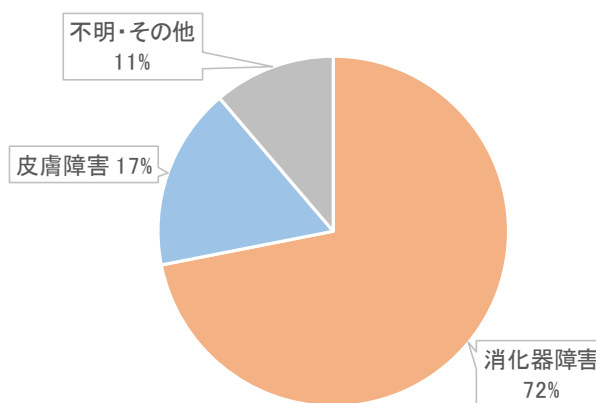


図3 被害の内容



² 「事故情報データベース」は、関係機関から「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるために、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携して運用しているデータ収集・提供システム（平成22年4月運用開始）です。

³ 件数及び分類は、令和元年8月30日までに登録されたデータを消費者庁が本件のために特別に精査したものです。

⁴ 消費者からの情報に基づくものであり、当該商品と症状の因果関係が確認されていないものを含みます。

3. 消費者庁が確認した事案について

消費者庁において、「ケトジェンヌ」を使用した消費者に聴取したところ、以下の事案が確認されています。

- (1) 初回に「ケトジェンヌ」を4錠使用したところ⁵、翌日には下痢になった。おなかが張るような感じがして軽い痛みがあり、水のような便が出る下痢であった。いったん使用を2日ほど止めたところ、下痢は治まった。その後、再度、4錠使用したが、やはり下痢になったため、病院で診察を受けたところ、医師からは整腸剤を処方された。整腸剤を服用し、「ケトジェンヌ」の使用を止めたところ、症状は回復し、1日で通常のお通じに戻った。なお、「ケトジェンヌ」を使用する前の体調は良く、体質的にもおなかが弱いということはない。既往症やアレルギーもない。(男性)
- (2) 「ケトジェンヌ」を1週間ほど、1日に4錠使用したが、使用の翌日頃には下痢になった。朝起きたら下痢が始まり、仕事中にもトイレに行かなければならなかった。何も出ないのに、水っぽいものが出るような下痢であった。使用の開始から1週間ほど経ったところで、病院で診察を受けたところ、医師からは使用を止めて様子を見るように言われ、下痢止めの薬などを処方された。「ケトジェンヌ」の使用を止めて、下痢止めの薬を服用したところ、おなかの調子は4日程度で良くなった。なお、「ケトジェンヌ」を使用する前の体調は良く、おなかが弱い体質ではない。既往症やアレルギーもない。(北海道・東北地方在住、女性)
- (3) 「ケトジェンヌ」を6日間使用したところ、ひどい下痢になった。最初の3日間は1日に2錠使用したが、日に日に悪化し、3日目以降は1日に2、3回はトイレに行き、水のようなものが出る状態であった。その後、使用開始から6日目には1日に1錠に、7日目には使用を止めたところ、その翌日には下痢は治まった。下痢の原因は「ケトジェンヌ」と思い、病院で診察を受けたところ、医師からも「ケトジェンヌ」が原因ではないかと診断された。なお、普段は便秘気味であり、おなかを壊すような体質ではない。(関東地方在住、女性)

4. 消費者の皆様へのアドバイス

「ケトジェンヌ」を使用する場合は、上記のような消費者事故等が発生していることを踏まえ、身体被害が生じ得ることに御留意ください。また、「ケトジェンヌ」の使用後に下痢等の体調不良が生じた場合は、速やかに使用を控えた上で、最寄りの医療機関や保健所に相談するようにしてください。

なお、契約上の相談がある場合は、「消費者ホットライン188」を御利用ください。

⁵ 「ケトジェンヌ」の容器包装には、「1日2～4粒を目安に」使用する旨が記載されています。

【参考】健康食品について

消費者庁では、健康食品の適切な利用を促進する観点から「健康食品Q & A」を公表するなど、健康食品を利用する際に注意すべきポイントについて、情報提供を行っています。

具体的には、

- ① 健康維持の基本は栄養バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養であり、健康食品は補助的に利用すべきものです。
- ② 健康食品はあくまでも食品であり、医薬品のように症状の軽減や病気を治す効果は期待できません。
- ③ 健康食品の宣伝や広告の中には、誇大表示や契約条件が不明瞭なものがあり、注意が必要です。

といった点になります。詳細については、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「健康食品Q & A」を御参照ください。

「健康食品Q & A」（令和元年7月版）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/pdf/food_safety_190730_0001.pdf

<専門家からのコメント>

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

国立健康・栄養研究所食品保健機能研究部 千葉剛部長

本来「ダイエット」とは、消費エネルギー量と摂取エネルギー量を健康的にコントロールし、余剰についた体脂肪の減少を図ることをいいます。

しかし、ダイエット効果、痩身効果を標榜する健康食品には「下痢を起こさせること」、「利尿作用で水分を減らすこと」などによって、飲み始めに体重を減少させる製品があります。また、長期的な視点で捉えた場合、十分な栄養が摂取できず、筋肉量の減少にもつながります。これは健康を害しているだけで、本来のダイエットにはなりません。特に体重が減少する効果が強い製品には、医薬品成分が入っている悪質な場合もあるので、なおさら注意が必要です。

今回の場合のようなダイエットに限らず、全ての「健康食品」は、食事、運動、休養の3つの基本を押さえた上で使うことが大切です。安易に健康食品で栄養の偏りや生活の乱れを解決しようとせず、まずは、毎日の食事（栄養）や運動の改善を図ることが重要です。様々な事情により栄養素の不足が生じるときは、あくまで補助的なものと理解して、健康食品を上手に利用して日々の健康生活を送ることとしてください。

担当：消費者庁消費者安全課
電話：03-3507-9202（直通）